

「平成 27 年度税制改正」について

改正の中から幾つかご紹介致します！

(1) 法人税率の更なる引下げ

25.5% (実効税率 34.62%) → 23.9%

※以後数年で、法人実効税率は 20% 台まで引き下げを目指しているようです。

(2) 欠損金繰越期間 9 年 → 10 年に延長 (法人)

※帳簿書類の保存期間も 10 年に延長となります。

(3) 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設

※両親や祖父母の資産を子・孫ごとに 1,000 万円まで非課税で早期に移転する事が可能です。

(4) 消費税率 10% への引き上げ時期

H27.10.1 → H29.4.1 に変更となりました。

(5) 国外居住親族に係る扶養控除等の書類の添付義務

親族である事が確認出来る資料 (戸籍附票 etc) や生計を一にしている事を確認出来る資料 (送金依頼書 etc) の添付が必要になります。(NR)

(参考文献)

財務省 税制改正の概要

【その他トピックス】

※東京都の税金がクレジットカードで納付出来ます！

(税額の他に 1 万円毎に決済手数料が 78 円 (税込) 掛かります)

1. お支払いサイト

都税クレジットカードお支払サイ (<https://zei.tokyo/>)

2. お支払い出来る税金

- ①自動車税
- ②固定資産税・都市計画税 (23 区内のみ)
- ③固定資産税 (償却資産) (23 区内のみ)
- ④個人事業税
- ⑤不動産取得税
- ⑥その他

3. クレジットカードで納付出来る金額

税額 100 万円未満の納税通知書・納付書のみです。

藤戸総合事務所 FaceBook で、他にも様々な情報を発信しておりますので、是非チェックして下さい。

「いいね！」もよろしく!!



「お金」について《その4》

財布関連に関するジククスについて、前回の続きです。

前回の記事を読んで気付いた方も多いと思うのですが、それらジククスは単なる縁起担ぎだけではないと、私は思っています。

お札に折り目や皺を付けないよう大事に扱うことや、裏表や向きを揃えること、また財布の中身を把握して釣り銭の出ないように工夫すること、無駄なものを財布に入れておかないことなどは、支払い精算等を早く正確に済ませるための工夫。そして、それは取りも直さず支払いを受ける相手に負担を掛けさせない気遣いでも有るのでは？

私は地方から独りで大学入学のために東京に出てきて、仕送りも貰わなかったため様々なアルバイトを掛け持ちして学校を卒業しました（この辺の話はいずれ、）。その一つがスーパーのレジ係。あるお客様から代金で受け取った雨で濡れて皺クチャの五千円札を、他のお客様に釣り銭としてお渡ししたところ、失礼だとガンガン叱られた経験があります。その頃の自分には、濡れた札を渡すより千円札でおつりを出す方が良いなどと気遣うチカラが足りなかったんですね。

お金を大事に扱うことなどのジククスは、単なる心がけとしても重要、また験担ぎ的な意味もあるでしょうが、私は何より人間同士が気持ちよく受け渡し出来る様にとの心遣いだと思っています。昔は「くだらない縁担ぎ」だと思っていた事って、実は何より合理だったと、一周回って気付くものだったりするんですね。

人を気遣う事は、自分をも優しい気持ちにさせます。大抵の人にとって、気遣いが出来る自分自身、少々誇らしく感じる事が出来るでしょう。良い気分は巡り巡って、やがて自分の心も豊かにしてくれる。今では誤って解釈している方も多い、「情けは人のためならず」に通じますね。

私も長財布を愛用しています。皺クチャのお札は長財布に入れて持って歩くうちに真っ直ぐになります。そうして、ぴしっと真っ直ぐに伸びたお札に戻して相手を不快な気分させない。なので私の長財布は「良い気分製造マシン」。そう思うだけでも、また少し幸せな気分になれますからね。(F)

《新橋駅から事務所へ来所される方へ》

以前、虎ノ門駅から事務所への道順を載せましたので、今回はJR新橋駅より来所される場合の順路を説明致します。

JR新橋駅烏森口を出て直進し、日比谷通りを左折し進みます。・・・写真①
新虎通りの信号を渡り、続いて日比谷通りを渡り左折し、最初の角を右折します。・・・写真②
そのまま進むと左手前方に“SSビル”の文字が見えてきます。そのビルの4階です。

写真①



写真②



新橋駅からの地図

